

2013 年 9 月 9 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—労働・社会保障政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 277 号 ）

上海市人民政府、 社会保険料の納付比率を変更 企業負担の軽減を図る

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府は、2013 年 8 月 28 日付で『当市の都市従業員社会保険納付比率の調整に関する通達』（滬府発[2013]62 号、以下『通達』という）を公布しました。企業と個人が納付する社会保険料の納付比率を調整、主に企業の納付比率を引き下げており、企業負担の軽減を図ったものとみられます。『通達』は、2013 年 10 月 1 日より施行されます。

社会保険料の納付額は、各地方政府が定める納付基準額¹と納付比率に基づいて確定されます。上海市の納付比率調整後の社会保険料納付額（参考）は、図表のとおりとなります。納付基準の上限（平均賃金の 300%）で計算した場合、従業員 1 人あたりの企業負担は従来から 282 元の減、個人負担は 71 元の減となります。

【図表】上海市における社会保険料の納付比率および納付金額（2013 年 10 月～）〔参考〕

	養老保険		医療保険		失業保険		生育保険	労災保険	企業負担計 (軽減額)	個人負担計 (軽減額)
	企業	個人	企業	個人	企業	個人	企業	企業		
納付比率 (調整幅)	21% (-1%)	8%	11% (-1%)	2%	1.5% (-0.2%)	0.5% (-0.5%)	1% (+0.2%)	0.5%		
納付上限 (14,076 元)	2,956	1,126	1,548	282	211	70	141	70	4,926 元 (-282 元)	1,478 元 (-71 元)
平均賃金 (4,692 元)	985	375	516	94	70	24	47	24	1,642 元 (-95 元)	493 元 (-23 元)
納付下限 (2,815 元)	591	225	310	56	42	14	28	14	985 元 (-57 元)	295 元 (-14 元)

※ 上記の納付額は、上海市社会保険料納付基準に基づき計算した金額の元未満の単位を四捨五入したもので、実際に納付する金額とは若干異なる可能性もあります。

（関連情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 2013 年の上海市における社会保険料納付基準額については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 259 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.259.pdf

*

『通達』の詳細については、3 ページの日本語仮訳および 4 ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**上海市人民政府
滬府発[2013]62 号
当市の都市従業員社会保険納付比率の調整に関する通達**

各区・県人民政府、市政府各委員会・弁公室・局：

『中華人民共和国社会保険法』を貫徹して実行し、当市の社会保険事業と経済社会発展の適応、持続可能を促進するため、国家の関連規定の主旨に基づき、市政府は、社会保険加入人員の社会保険待遇水準、社会保険基金の正常な運営を確保する前提の下、今年 10 月 1 日より、当市の都市従業員社会保険納付比率を調整することを決定した。ここに関連事項について以下のように通知する。

- 1、 当市の都市従業員基本養老保険納付比率を、もとの 30%から 29%に調整する。このうち、単位の納付比率はもとの 22%から 21%に調整し、個人の納付比率は調整を行わない。
- 2、 当市の都市従業員基本医療保険納付比率を、もとの 14%から 13%に調整する。このうち、単位が納付する基本医療保険料の比率はもとの 10%から 9%に調整し、単位が納付する地方付加医療保険料の比率および個人の納付比率は調整を行わない。

失業保険基金により支払われる失業人員が失業保険金受取期間に加入する当市の都市従業員基本医療保険の納付比率は、もとの 14%から 13%に調整する。

非都市戸籍の外来従業員が加入する当市の都市従業員基本医療保険の納付比率は 7%（単位の納付比率 6%、個人の納付比率 1%）とし、しばらく調整を行わない。

- 3、 当市の失業保険納付比率を、もとの 2.7%から 2%に調整する。このうち、単位の納付比率はもとの 1.7%から 1.5%に調整し、個人の納付比率はもとの 1%から 0.5%に調整する。
- 4、 当市の生育保険における単位の納付比率を、もとの 0.8%から 1%に調整する。

上海市人民政府
2013 年 8 月 28 日

(中国語原文)

上海市人民政府
沪府发〔2013〕62号
关于调整本市城镇职工社会保险缴费比例的通知

各区、县人民政府，市政府各委、办、局：

为贯彻落实《中华人民共和国社会保险法》，促进本市社会保险事业与经济社会发展相适应、可持续，依据国家相关规定精神，市政府决定，在确保参保人员社会保险待遇水平、社保基金正常运行的前提下，从今年10月1日起，调整本市城镇职工社会保险缴费比例。现将有关事项通知如下：

一、本市城镇职工基本养老保险缴费比例，由原来的30%调整为29%。其中，单位缴费比例由原来的22%调整为21%，个人缴费比例不作调整。

二、本市城镇职工基本医疗保险缴费比例，由原来的14%调整为13%。其中，单位缴纳基本医疗保险费的比例由原来的10%调整为9%，单位缴纳地方附加医疗保险费的比例及个人缴费比例不作调整。

由失业保险基金支付的失业人员领取失业保险金期间参加本市城镇职工基本医疗保险的缴费比例，由原来的14%调整为13%。

非城镇户籍外来从业人员参加本市城镇职工基本医疗保险的缴费比例7%（单位缴费比例6%，个人缴费比例1%），暂不作调整。

三、本市失业保险缴费比例，由原来的2.7%调整为2%。其中，单位缴费比例由原来的1.7%调整为1.5%，个人缴费比例由原来的1%调整为0.5%。

四、本市生育保险单位缴费比例，由原来的0.8%调整为1%。

上海市人民政府
2013年8月28日